

平成29年 第10回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成29年 第10回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成 29 年 10 月 30 日 (月) 午後 1 時 30 分 閉 会 平成 29 年 10 月 30 日 (月) 午後 2 時 03 分							
場 所	共和町役場 2階 大会議室							
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄		出席	11	高 橋 正 志		欠席
	2	長 門 強		出席	12	水 戸 政 春		出席
	3	天 坂 左太雄		出席	13	小 野 公 志		出席
	4	菊 池 利 昌		欠席	14	北 井 清 春		欠席
	5	西 本 峯 雄		出席	15	森 孝 之		出席
	6	森 下 昭 夫		出席	16	石 田 吉 光		欠席
	7	岡 田 政 則		欠席	17	川 上 芳 浩		出席
	8	澤 田 邦 子		出席	18	上 川 洋 一		出席
	9	澤 田 博 人		出席	19	菱 沼 昇		出席
	10	浦 口 義 之		出席	20	今 村 俊 一		出席
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	照 井 誠		出席	農地係	高 松 大 輝		出席
	農地係長	堤 秀 人		出席				
議 事 録 署名委員	10 番 浦 口 義 之 委員			13 番 小 野 公 志 委員				
日 程	順 序 及 び 件 名							
第 1	議事録署名委員の指名について							
第 2	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について							
第 3	報告第2号 農地あっせんについて							
第 4	報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について							
第 5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について							
第 6	議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について							
第 7	議案第3号 現況証明願について							
第 8	議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について							
第 9	議案第5号 荒廃農地に係る非農地判断について							

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 29 年第 10 回共和町農業委員会総会を開催致します。

4 番 菊池委員、7 番 岡田委員、11 番 高橋委員、14 番 北井委員、16 番 石田委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、10 番 浦口委員、13 番 小野委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 2 件です。

(報告第 1 号を朗読)

1 番については、この後あっせん売買へ移行しています。

2 番については、A 氏が個人での農業経営開始を希望していることから、B 社へ貸し付けている農地の一部を解約するものです。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○事務局

今回のあっせん報告は 2 件です。

(報告第 2 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

- 議長 次に、日程第4 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、事務局より報告願います。
- 事務局 今回の報告は2件です。
(報告第3号を朗読)
- 議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
以上で、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についての報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の申請は1件です。
(議案第1号、議案書を朗読)
この案件ですが、譲渡人は昨年3月にあっせん売買で譲受人へ全地処分をしておりますが、申請地は売買した土地の隣接地になります。
町で管理している航空写真上では、別の方の所有地の地番となっていたため、あっせんの対象外となっておりますが、このたび譲渡人が事務局で公図を確認し、正しくは今回の申請地が売買した土地に隣接していることが判明したことから、贈与を行うものです。
申請内容については、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について

- 議長 次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の転用計画の変更申請は1件です。
(議案第2号、議案書を朗読)
申請地は、役場から国道276号線を岩内方面へ約1,500m進んだ先に位置しております。

この案件につきましては、7月27日の総会で許可を与えることに決定し、農振地域整備計画変更後の8月2日付けで許可書を交付しております。

変更申請の内容ですが、転用面積自体の変更はなく、利用計画の変更になりまして、倉庫の建築面積が162㎡から81㎡と半減し、その代わり作業場と通路の面積が増加しております。また、倉庫の位置も変更になっております。

変更の理由としましては、借主が事業規模を再検討した結果、当初の事業計画の半分の大きさの農業用倉庫で農業経営に支障をきたすことがないと判断したためとなっております。

なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の農業用施設への転用は除外の対象となっておりますので、今回の変更についても総会で許可決定することで足りる案件になります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、承認することに決定致します。

◎日程第7 議案第3号 現況証明願について

○議長

次に、日程第7 議案第3号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の願い出は3件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

1番の申請地は、国道5号線と町道ヤエニシベ線との交差点から約50m北側の、国道の両脇に位置しております。

申請地の間国道部分は、昭和40年に線形の変更に伴い用地買収されておりました、申請地はその際に分筆され、残った農地になります。現在は原野化しており、一部は農道になっています。

現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。

現地調査は、10月26日に、天坂委員、小笠原委員、澤田邦子委員の3名で実施しております。

なお、地目変更後の利用予定は特にないと聞いております。

2番の申請地は、国道5号線から町道ヤエニシベ線に入り、約500m進んだ先に位置しております。

今回の申請地のうち、小沢●●●番●、●●●番▲、▲▲▲番●、■●●番●●の4筆については、昭和48年から49年にかけて、願出人の父のC氏により農地法第4条の転用申請があり、植林目的で永久転用

の許可がされております。

現在の利用状況ですが、北側の4筆については原野化しております。植林転用の許可がされている筆については、一部雑種地化しておりますが、山林になっています。また、南側の小沢■■■番▲▲については、昭和41年築の願出人の自宅と、昭和56年築のD氏の住宅が建っており、古くから宅地化しています。

申請地は一部を除き40年以上前に永久転用の許可を行っている土地であり、現地調査の結果からも、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度は低いことから、願い出は相当と考えます。

現地調査は、こちらも先週の26日に、天坂委員、小笠原委員、澤田邦子委員の3名で実施しております。

なお、地目変更後の利用予定は特にないと聞いております。

3番の申請地は、発足市街の十字路から道道発足線を共和ダム方面へ約3km進んだ先の、E氏宅付近から町道奥リヤマナイ線横に入り、さらに800m程先に位置しております。

申請地は願出人の自作地でしたが、約10年前から管理されておらず、現在は山林・原野化しております。

現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。

現地調査は、10月25日に、長門委員、森下委員、西本委員の3名で実施しております。

なお、地目変更後の利用予定は特にないと聞いております。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長

次に、日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回は、売買が2件になります。

(議案第4号、議案書を朗読)

計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第9 議案第5号 荒廃農地に係る非農地判断について

○議長 次に、日程第9 議案第5号 荒廃農地に係る非農地判断についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 非農地判断につきましては、平成26年度に農地中間管理事業が始まった際、国の目標である平成35年度の担い手への農地集積率95%を達成する手段の一つとして、機構が借り受けない農地の非農地化の方法が整理されたところです。

また、昨年5月に改正された農地法の運用通知の中でも、農地パトロールの結果、既に森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として年内に農業委員会総会で農地に該当しない旨判断を行うこととされております。

このことから、当農業委員会としましても、昨年から再生利用困難な農地について非農地判断を実施しているところです。

このたび非農地判断を行う農地は1件になります。

(議案第5号、議案書を朗読)

対象地は、国道5号線から町道十号線に入り、約2km進んだ先に位置しております。

登記地目は小沢●●●番●と▲▲▲番●が畑、●●●番▲が田ですが、共済図面から外れておりまして、全て現況地目は畑になります。

また、小沢●●●番●と●●●番▲は筆界未定となっておりますが、法務局で確認したところ、図面と2筆の合計面積からこの場所に存在することは間違いのないため、2筆合わせての非農地判断は可能と考えております。

この土地は、以前はF社の採草地として利用されておりましたが、その後遊休化し、平成19年には現在の所有者が相続しております。現状としては、雑木が生え、山林・原野化している状況でして、昨年の農地パトロールの調査結果取りまとめ後、国の調査で公表を行い、今年度の非農地化に向けて手続を進めることを総会の中でご了承いただいたところです。

その後実施した手続きですが、まず昨年11月に所有者へ利用意向調査を行うと同時に、中間管理機構へ情報提供を行いまして、12月5日付けで機構からは借受けしない旨の回答が来ております。しかし、所有者本人からは農地中間管理事業の活用を希望する旨の回答があったところです。

この場合、再度機構と協議が必要になることから、本年3月1日付け

で機構へ通知を行いました。6月21日付けで再度借受拒否されまして、その旨を所有者へ通知しております。

その後、7月12日に天坂委員、小笠原委員、今村委員の3名で農地パトロールを実施し、再生利用困難な農地と判定されたことから、このたびの非農地判断となったものです。

最後に非農地判断いただいた後の流れですが、明日付けで対象地の所有者に対して非農地通知書を送付します。所有者は、この通知をもって法務局で地目変更登記手続きが可能になりますが、手続きの強制はできませんので、要請という形になります。

また、関係機関である、法務局、役場産業課、役場税務課及び後志総合振興局農務課に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。

その後、事務局で農地台帳を整理し、今後は非農地として取り扱うこととなります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

再生利用が困難と判定された農地について、非農地として判断することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、非農地として判断することに決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成29年第10回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 0 3 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成29年10月30日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員10番 浦口義之 印

議事録署名委員13番 小野公志 印